

平成30年2月7日

於・1002会議室（10階）

第1049回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開	会	1
2. 諮問事項			
	(1)	日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について (諮問第1号)	1
	(2)	認定放送持株会社の認定について(申請者 朝日放送(株)) (諮問第2号)	13
	(3)	99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 用地上基幹放送の業務の認定について(中国・四国広域圏) (諮問第3号)	18
5. 閉	会	22

開 会

○吉田会長 それでは、林先生はテレビ会議でご出席ということで、これから電波監理審議会を開会いたします。

情報流通行政局の職員に、入室するよう連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項

(1) 日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について

(諮問第1号)

○吉田会長 よろしいでしょうか。それでは審議を開始いたします。

諮問の第1号になりますが、日本放送協会平成30年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 失礼いたしました。放送政策課長の湯本でございます。私のほうからは、諮問第1号説明資料に基づきまして、日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する総務大臣の意見につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、予算のスケジュールの概要でございますが、1月16日に総務大臣に予算が提出されまして、本日、電波監理審議会に答申をいただければ、速やかに内閣にて閣議を経て、国会に提出したいというふうに考えているところでご

ございます。

続きまして、NHKの平成30年度の収支予算等のポイントにつきまして、簡単にご説明をしたいと思います。

まず、全体的な収支の状況でございますが、平成30年度は受信契約件数の増加等で受信料収入が103億円増加しております。その結果、最終的には29年度と比較しまして50億円の事業収入の増加。一方で、事業支出は前年度比で108億円の増加を見込んでおります。事業収支差金は40億円の黒字を確保する見込みとなっております。

(テレビ会議システム不調につき、一時中断・再開)

○湯本放送政策課長 再開をしたいと思います。

続きまして、各項目についてご説明をさせていただきます。まず、受信料収入の状況でございますが、平成29年度見込みに対しまして20万件の増加を見込み、さらに未収数の削減に努めること等によりまして、収入は6,995億円を見込んでおります。また、支払率につきましては毎年度1%向上、これは後ほどご説明します3カ年計画でも明らかにしておりますが、1%向上して、平成30年度末には支払率81%を目指すこととしております。

続きまして、国内放送番組の充実ということで、国内放送費につきましては、182億の増を見込んでおります。具体的には、4K・8K番組制作の強化、インターネット活用業務の充実。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが予定されておりますので、その関連番組の充実等により、このような増となっているということでございます。また、国際放送による海外情報発信の強化につきましても、前年度比で3億円の増を見込んでいるところでございます。

続きまして、先ほど、4K・8Kのお話をさせていただきましたが、4K・8Kにつきましては、平成30年12月に本放送を開始するというので、番

組制作費、運用経費等につきましては38億円の増を見込んでおります。また、あわせまして制作設備や送出設備の整備等のため、設備投資としまして202億、98億の増を見込んでいるというところでございます。

続きまして、インターネット活用業務の拡充につきましては、国内テレビ放送の同時配信の試験的提供、訪日外国人へのアプリを通じた災害情報の提供等によりまして、15億円の増を見込んでいるところでございます。NHKオンデマンドにつきましては、前年度に引き続き黒字を見込んでいるところでございます。

渋谷の放送センターの建て替えにつきましては、28年度末で建物工事費の相当分は既に積み立てており、30年度以降は支出が立つこととなります。具体的には、センターの建て替えの第1期工事の設計に着手するため、0.5億円を取り崩す予定となっております。また、先ほどご説明しました4K・8Kの設備投資等を、建設費につきまして、財政安定のための繰越金から156億円取り崩す計画となっております。

その他の点でございます。受信料の公平負担徹底に向けた営業改革推進ということで、地域のスタッフの削減、法人委託のさらなる拡大等を行う一方で、支払率の低い大都市圏での重点対策等を実施することによりまして、全体の営業経費につきましては26億円の増を見込んでいるところでございます。その結果、営業経費率を、今年度は10.6%から30年度10.9%に上がることとなりますが、31年度以降、これは下がっていくこととなっております。

また、要員、給与等につきましては、要員数は、ダイバーシティ推進への対応、具体的には育児休職等々への取り組みなどで15人増を見込んでおります。その一方で、給与は前年度同額として、その中で効率的に業務を実施するということとなっております。

続きまして、同時に発表されましたNHK3カ年計画につきまして、その概

要についてご紹介したいと思います。まず重点方針といたしまして、合計で5点挙げているところでございます。“公共メディア”への進化、多様な地域社会への貢献、未来へのチャレンジ、視聴者理解・公平負担を推進、創造と効率、信頼を追求といったところでございます。

続きまして、3カ年の収支計画におきましては、先ほど申し上げたとおり、受信料収入を毎年度1%支払率を向上させていくという計画をうたっております。一方で、4K・8K、インターネットサービス等々の事業支出も膨らんでいくということでございます。

具体的に、この3カ年の中で、受信料額については据え置きを見込んでおりますが、一方で負担軽減策といたしまして、4つの負担軽減策を実施することとしております。1点目は社会福祉施設への免除拡大、2点目は奨学金受給対象者等の学生への免除、3点目は多数支払いにおける割引、4点目は設置月の無料化でございます。

続きまして、30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見につきましてご説明をさせていただきたいと思います。まず、冒頭書いてございますが、2パラ目をごらんいただきたいと思います。総論といたしましては、前年度の収支予算を上回る事業収入により、事業収支差金の黒字を確保し、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化等によりまして取り組むということにしておりまして、概ね妥当なものと認められるということにしております。

しかしながら、繰越金の現状や、平成31年度以降も引き続き見込まれる事業収入の増加等を踏まえると、全体の収支構造が妥当なものと認められるか否かについて改めて検討することが適当であり、具体的には、既存業務全体の見直しや受信料額の引き下げの可能性も含めた受信料の在り方について、検討を行うことを求めるといった点について明記しているところでございます。

その他、4パラ目の「そこで」以下をごらんいただきたいと思いますが、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、引き続き実施することを求めるといった点を冒頭で書かせていただいております。

また、平成25年に若い首都圏放送センターの女性記者が過労で亡くなられたことを重く受けとめ、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、徹底した取り組みを強く求めるというようなことにしているところでございます。

続きまして、各点につきまして、1から7まで記しております。大部にわたりますので、主な重要な点、昨年度の大臣意見に比べて変更した点を中心に、ポイントをご説明したいと思います。

1番目は、国内放送番組の充実につきましては、次のページの「字幕放送」以下のところをごらんいただければと思います。本日、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」というのが公表されました。この指針を踏まえて拡充を図ること、特に地域の放送局における字幕放送であるとか、ニーズが高い番組での解説放送の一層の充実、さらに手話放送の充実等に取り組むことを書いているところでございます。

続きまして2、国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化についてですが、2つ目のパラをごらんいただければと思います。特に、テレビ国際放送である「NHKワールドJAPAN」につきまして、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保といったようなことを新たに書き加えさせていただいております。また、多言語化も含めたニュース番組や我が国及び地域の実情や魅力を伝える番組の充実といった点も強調しております。

続きまして、3ポツ目の4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活

用業務に関する関係者間連携等をごらんいただければと思います。4K・8K放送につきましては、本年12月に予定される実用放送の円滑な開始に向けた取り組みを引き続き進めることとしております。特に、その下のパラにございますような、国民・視聴者への情報提供等について、きちんとした先導的な役割を果たすことということを書かせていただいております。

続きまして、インターネット活用業務につきましては、インターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の分析等を踏まえた公共放送の担い手としての実施のニーズや意義の明確化等について、引き続き実施することを強く求めています。また、順番が前後しましたが、その上の地デジの国際展開につきましても、海外からのニーズがあるということ踏まえて、引き続き採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた取り組みを実施することといったことを書かせていただいております。

続きまして4点目、経営改革の推進でございます。平成29年には、職員による受信料着服やタクシー券不正使用、個人情報記載された受信料関係帳票の委託先での紛失等の不祥事が相次いで明らかになっております。このあたりも踏まえてガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みを全力で行っていただきたいということとともに、総点検、抜本的な再発防止策を講じることについて書かせていただいております。

また、その下のパラ、子会社の関係につきましては、子会社からの配当の拡大について、引き続き検討を行う。また、在り方そのものをゼロベースで見直す抜本的な改革について、引き続き取り組みを加速し、早急に結論を得ることとしております。

その次のパラをごらんいただければと思います。女性職員の採用等に関しまして、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの一層の充実や、女性の活躍に関する情報の積極的な広報等の取り組みをさらに加速させることとしてお

ります。

続きまして、4 K・8 K放送以下のところをごらんいただければと思います。4 K・8 K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方等、既存業務全体の見直しにつきまして、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら早急に検討を進め、遅くとも2021年度からの経営計画に反映させるべく速やかに結論を得ることといった点につきまして、新たに書き加えさせていただいております。

続きまして5点目、受信料の公平負担に向けた取り組み等でございます。これは冒頭のほうでも、受信料の施策についての検討というのは載せたところでございますが、その他の点としまして、2パラ目、営業経費については不断の見直しを行い、徹底した節減に努めることといった点。また、昨年12月、最高裁判決で出たことを踏まえまして、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めて丁寧な説明を行い、国民・視聴者の理解を得るよう努めることといった点について書かせていただいております。

続きまして、6パラ目と7パラ目、東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等、また放送センター建て替え等については、昨年から大きな変更というのはございません。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。じゃあ松崎委員、お願いいたします。

○松崎委員 受信料の収納ですが、毎回申し上げていますが、ネットで申し込めるとかクレジットカードも使えるという情報をどれだけの国民が知っているのでしょうか。戸別訪問して不在なら、その情報チラシを投函していただけても受信料支払いを促す効果があると思うのですが。

昔は郵便局に行くと、窓口で「NHKの受信料も郵便局の通帳から引き落とすことができますよ」と局員さんが言ってくれたりしました。そういう多様な支払い方法があるということをもっと広く知らせる必要があると思うので、ぜひよろしくをお願いします。

○吉田会長 ありがとうございます。では、ただいまの松崎委員のご質問につきまして、よろしくお願ひいたします。

○湯本放送政策課長 放送政策課長でございます。ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり契約収納の部分、経費を削減するといったようなことと、さらに支払率を上げること、さらに視聴者の利便性を上げるという3つについては、ほんとうに大変重要な点だと思っております。ご指摘のとおり口座振替というのを推進するといったようなことは、大きく今申し上げたように必要だと考えております。

NHKのほうといたしましても、毎年営業改革というのは進めているところでございますが、今ご指摘のあった点も含めて、さらなる効率化であるとか、よりコストがかからない方法でもっとやっていくということについては、彼らのほうでもいろいろなやり方を研究しているというふう聞いておりますが、引き続きそういった点を伝えるとともに、私どものほうも応じていきたいというふう考えております。

○松崎委員 是非よろしくをお願いします。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。林先生、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。じゃ、1点よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。先ほど来ご説明を拝聴して、日本放送協会

の業務、受信料、ガバナンスにおける三位一体改革の推進を求めるとか、あるいは受信者・国民への説明責任の遂行というのが謳われております。これはその通りであって、今回の協会の平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見は、経営改革の推進に寄与するという意味において、非常に意義のある意見だと思うのですが、ただ1点申しますと、受信者と協会の執行部・経営委員会とを切り結ぶ「紐帯」と申しますか、受信者各層の意見の反映と申しますか、そういった受信者との「絆」をさらに高めるのが、公共放送たる協会のガバナンスにとって今後より一層重要なのではないのでしょうか。その見地から、平成19年の放送法改正によって、経営委員会に「受信者意見聴取制度」が新設され、協会の執行機関に「受信者苦情等対応制度」が附置されるなど、あるいは、平成19年の放送法改正前からあった、放送番組の適正を図るために放送番組全般について審議・答申する「放送番組審議会」が、受信者各層の意見を吸い上げるために、それぞれ、制度上構築されているわけですが、こういった制度を実際に活用するなどして、視聴者ひいては国民各層の意見、これには実にいろいろな意見があると思いますが、こうした多様な意見を協会のガバナンス、具体的には、経営委員会であるとか、会長・副会長・各理事から成る執行機関に生かす仕組みをさらに一層きちんと構築をしていただきたいというのが私の意見でございます。以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。じゃ、お願いいたします。

○湯本放送政策課長 放送政策課長でございます。ただいまいただいたご指摘、まったくもってそのとおりであるというふうに思っております。今、お話のあった仕組みのほか、例えば受信契約者との間では、NHKの経営委員会として、放送法の規定に基づきまして、視聴者の皆様と語る会というのを全国各地で年6回以上開催しているというふうに聞いております。ただ、大事なのは、このような会も含めて、さまざまな視聴者の意見というのをきちんとした形で吸い

上げて、それを業務の改革であるとか、番組の内容等に反映させるという仕組みが非常に大事であるというふうに思っております、今いただいた意見のほうもしっかりとNHKのほうにお伝えをしたいと考えております。

○吉田会長 ありがとうございます。林先生、よろしいでしょうか。

○林委員 大丈夫でございます。ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。じゃ、私のほうから、済みませんけれども、ちょっとコメントをさせていただければと思います。

ご説明いただきました総務大臣意見の案を拝聴しております、基本的には非常に適切な意見と言いますか、非常に重要な点が盛り込まれていると感じました。ただ、コメントとして3点ほど指摘させていただきたいと思います。まず1点目は、4K・8K放送ですが、先ほどもご説明ございましたとおり、今年の12月から本放送が始まるということで、視聴可能受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供をこれから積極的になさることは、非常に重要なことだと思いますが、これまでのところ、個人的にもテレビ等見てまして、ここの周知・広報が、まだあまり私たちの耳に届くところまできていないのかなとちょっと感じております。時々はそのような報道、すなわち、現行の4K・8K受信機では、BS等で今度12月から始まる4K・8K放送は受けられませんよ、そういうことを知っていますか？と言った報道をたまには見るんですけれども、やはりまだ一般の多くの方はそういう状況をご存じないのではないのでしょうか。

それからまた、ほんとうに4K・8K放送が今回、12月から始まったときに、今の2K放送と違ってどれだけのメリットがあるのか。多分、お金を投資しないといけないんですけれども、それに見合うコストパフォーマンスがあるのかどうか、そういった国民目線から見たご説明を、できるだけ進めてほしい

などと思います。ここではそれをしまししょうということが書かれているんですけども、ぜひそこを強調していただければと思います。それが1点目です。

それから2点目は、インターネットの同時配信のことでして、試験的提供を含め、その成果の分析等を踏まえて実施のニーズとか意義の明確化云々ということで、ここも非常に重要だと思えますし、それから、項目5の最後のところで、受信料の公平負担に向けた取り組み等の最後の部分で、受信料額の引き下げの可能性を含め、将来の環境変化にも対応できるようとの記載があります。この将来の環境変化のところには、インターネットの同時配信も入っているかと思えますので、この受信料の在り方にもつながる点であるということからも、このところはやはりNHKさんにもしっかりと検討していただきたいなと感じました。最後3点目は、ガバナンスとコンプライアンスの話でして、項目4のところでいろいろご指摘いただいております。平成29年にも不祥事が幾つかあったということで、これがずっと最近続いているように感じますので、ぜひこの点はNHKさんのほうにもしっかりと対策を講じてほしいと思います。関連して、1つ気になりましたのは、項目4の4つ目でしょうか。最初のところでもご説明いただいたんですけども、平成25年7月に首都圏放送センターの若い女性記者の方が過労で亡くなられた件です。これは平成25年の7月に亡くなられて、その翌年に労災が認定されたということで、今からすると随分以前になるわけですけども、それが昨年秋まで開示されてなかったという点が、どうしてなのかなと少し気になっているところです。そういうことも含めまして、ガバナンスやコンプライアンスの徹底に取り組んでいただければとちょっと感じたところでございます。

以上、基本的にこの意見は非常に適切に書かれていると思えますので、そのあたりをぜひまた強調していただければと感じました。以上でございます。

○湯本放送政策課長 放送政策課長でございます。ご指摘ありがとうございます。

す。今、会長からお話がありました3点につきまして、簡単にコメントさせていただきますと思います。

まず1点目の4K・8Kの周知につきましては、ご指摘のとおり、残念ながらまだ国民の皆様方に深く浸透しているかというところではないというのはそのとおりだと思います。特に今売られて、市販されている受信機では、そのままの形では見られないということについては、非常に重く我々も受けとめておりました。こちらのほうの大臣意見にも書いてございますが、既に設立された協議会の議論を踏まえながら、これはNHKを含む放送事業者だけの問題ではないと思っております。受信機メーカーや、さらには家電量販店、そういったところともうまく連携をしながら、国民一人一人への情報提供というのをかなり強く進めていく必要があるのではないかなと思っております。

2点目のインターネット送信につきましては、ご指摘のとおり、今NHKのほうでも試験的提供を進めておりました。私どものほうでも今、検討会の場を置いて議論を行っているところでございます。受信料につきましては、こちらのほうをご説明したとおり、受信料の引き下げの可能性を含めた将来の環境変化、これはネットだけではなくてさまざまな環境変化を今後予想される中で、ぜひともそのあたりはNHKの中でまずはきちんとした議論を行って、明確に皆様方が納得できるような在り方を検討していただければと思っております。

3点目の働き方改革の関係につきましては、まず公表が遅れたというのは、NHK側の言い分によりましては、遺族の方々のご意向に沿ったという形を聞いておりますが、いずれにしても大事なことは、二度とこのようなことが起きないということが大事だというふうに思っております。この点につきましては、NHK自身も会長みずから先頭に立って働き方改革を進めていて、昨年その宣言もしました。また、先ほど申し上げた3カ年計画の中でも、働き方改革

宣言をきちんと実現していくというふうにはなっておりますが、いずれにせよこの件につきましては、繰り返しになりますが、徹底して取り組んでいくことが大事だと思っておりますので、私どものほうとしても引き続き要望をしていきたいと考えております。以上です。

○吉田会長 どうもご丁寧なお答えありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。林先生のほうから、追加のご質問等はよろしいでしょうか。

○林委員 特にございません。ありがとうございます。

○吉田会長 それでは、諮問第1号につきましては、諮問のとおり意見を付すことが適当である旨の答申を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 林委員はいかがでしょう。

○林委員 はい。異議ございません。

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、そのように決することといたします。

(2) 認定放送持株会社の認定について (申請者 朝日放送 (株))

(諮問第2号)

○吉田会長 それでは、次に、諮問第2号になりますが、認定放送持株会社の認定、申請者は朝日放送株式会社でございますが、これにつきまして、三田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 地上放送課長の三田でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元の資料でございますが、1ページと2ページが公表用の資料になって

おりますので、3ページから説明をさせていただきます。

認定放送持株会社の認定について、朝日放送株式会社から認定の申請がありました。4ページが認定放送持株会社制度の概要です。制度の趣旨は、経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を放送事業経営の選択肢として拡大するものであり、平成19年の放送法改正で制度化されました。

この制度は、1以上の地上基幹放送事業者を子会社とし、またはしようとする会社であって、2以上の基幹放送事業者を関係会社とし、またはしようとする会社等は、総務大臣の認定を受けることができるという制度です。地上基幹放送事業者とは、地上テレビジョン放送事業者や地上ラジオ放送事業者のことです。また、基幹放送事業者とは、地上基幹放送事業者のほか、V-Lowマルチメディア放送を行っている移動受信用地上基幹放送事業者、BS放送や110度CS放送を行っている衛星基幹放送事業者です。

次に、子会社、関係会社、関連会社という表現が出てきますので、念のため説明させていただきますと、議決権比率50%超を子会社、20%以上50%以下を関連会社、10%超を関係会社として記載しています。

制度の活用実績につきましては、株式会社フジ・メディア・ホールディングスや株式会社東京放送ホールディングスなどこれまで8社を認定しています。

5ページが申請の概要です。申請年月日が平成29年12月、申請者は朝日放送株式会社。経営形態は株式会社、資本金は約53億円、主たる出資者は株式会社朝日新聞社など、外国人等の占める議決権の比率の合計は7.2%、申請対象会社の子会社となる基幹放送事業者は、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社スカイ・エーです。申請対象会社の関係会社となる基幹放送事業者は、北陸朝日放送株式会社、株式会社愛媛朝日テレビ。申請対象会社の基幹放送事業者以外の子会社は、株式会社エー・ビー・シー・メデ

ィアコムなどです。申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価格等の合計額の総資産の額に対する割合については、詳しくは後ほどご説明させていただきますが、73.68%。主として基幹放送事業者の放送業務の密接関連業務を行う子会社等は、株式会社エー・ビー・シー・メディアコムなどです。申請対象会社及びその子会社の事業収支見積もりは、別紙2でご説明させていただきます。

6 ページが審査結果です。1 から 6 の項目につきまして審査を行っています。1 は、1 以上の地上基幹放送事業者を子会社とし、またはしようとする会社であって、2 以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、またはしようとするものであることです。朝日放送テレビ株式会社及び朝日放送ラジオ株式会社を子会社としようとするものであることから、適合していると認められるという審査結果です。

2 が、審査対象会社が株式会社であることです。株式会社であるので適合していると認められるという審査結果です。

3 が、申請対象会社が基幹放送事業者でないことという条件です。これは本年4月1日付けで朝日放送株式会社が持株会社化するため、基幹放送事業者ではないということになりますので、適合していると認められるという審査結果です。

4 が、申請対象会社の総資産に占める放送関連資産の割合が常時50%を超えていることです。後ほど別紙1でご説明させていただきますが、73.68%となっていますので、適合していると認められるという審査結果です。

5 が、申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であることです。後ほど別紙2でご説明させていただきますが、初年度から単年度黒字を見込んでおり、収支の見込みが良好であると判断されることから、適合していると認められるという審査結果です。

6 が、欠格事由に該当しないことです。外資規制に抵触せず、電波法及び放送法の処罰歴等も無いので、適合していると認められるという審査結果です。

したがいまして、各審査項目の基準に全て適合しているため、認定放送持株会社の認定を行うこととしたいという審査結果になっております。

次のページが、朝日放送株式会社の認定放送持株会社への移行イメージです。左が現状、右が移行後です。朝日放送株式会社が朝日放送グループホールディングス株式会社という持株会社に移行し、現在、朝日放送株式会社が行っているテレビ、ラジオの免許については、朝日放送テレビ株式会社及び朝日放送ラジオ株式会社がそれぞれ承継するという形になります。

8 ページが別紙 1 であり、先ほど 73.68% という割合を申し上げましたが、その計算式です。これは、認定放送持株会社の要件として、放送事業に関する資産が半分を超えてはいけないという基準がありますので、全体の資産に対して放送事業の資産がどれだけあるかというような割合を計算しているものです。分子は、基幹放送事業者の株式の取得価額、持株会社がテレビ会社やラジオ会社に貸す本社の社屋、放送の業務の用に供する設備等です。分母は、総資産の額をベースに、そこから投資有価証券やゴルフ入会金などの資産を除いた額を用いています。分子が 311.32 億円、分母が 422.56 億円となり、この割合が 73.68% となりますので、50% 超という条件を満たしていることとなります。

9 ページが別紙 2 であり、申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積もりです。初年度である平成 30 年度以降、安定的に利益を出すという計画になっており、事業収支の見積もりが良好であると考えられますので、条件に適合していると判断しています。

10 ページがこれまでの認定放送持株会社を参考としてつけています。左から認定の順に並べており、最初に認定を受けた株式会社フジ・メディア・ホー

ルディングスから、平成29年4月1日に認定を受けた株式会社MBSメディアホールディングスまで記載しています。

11ページ以降は関係法令ですので、説明は省略させていただきます。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞお願いします。

○石黒代理 質問ですが、10ページを見ると、現在の認定放送持株会社の一覧があります。これを見ると、朝日はかなり遅いというか、1番目のフジが平成20年ですので約10年ぐらい前から始まっていますが、今頃申請というのは何か事情があってこの時期になったのでしょうか。

○三田地上放送課長 既に認定を受けている者は8社であり、在京キー局5社は全て持株会社に移行していますが、在阪準キー局については株式会社MBSメディアホールディングスが昨年の4月1日に持株会社に移行した以外は認定持株会社に移行していませんので、必ずしも遅いというわけではないように思われます。各放送事業者によって、事業形態に関する判断が異なりますので、朝日放送株式会社としては、本年4月に認定持株会社に移行するという経営判断をされたものと考えております。

○石黒代理 わかりました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。林先生、何かご意見ございますでしょうか。

○林委員 じゃ、1点だけよろしゅうございましょうか。

○吉田会長 はい、お願いします。

○林委員 先ほどの石黒先生の質問と少し関係するのですけれども、10ページのところでございまして、現在、認定放送持株会社は、いわゆるキー局であ

るとか準キー局が制度を活用しているというようにお見受けしたわけですが、認定放送持株会社制度それ自体は、ローカル局同士が経営統合すること等も想定して、さまざまな形態での活用が予定されている制度でございますので、特にローカル局同士についてでございますけれども、経営の安定的推移の観点から、この制度を利活用する可能性と申しますか、そういった制度利用の今後の見通しにつきましてご教示をいただければと思います。以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。じゃ、総務省のほうからお願いできますでしょうか。

○三田地上放送課長 林先生からご指摘いただきました「経営統合」か否かは別としまして、今後、ローカル局がこの制度を活用するという可能性は十分にあると思っています。なお、現在認定を受けている8社のうちの1社、株式会社RKB毎日ホールディングスは福岡の放送事業者です。今後も、ローカル局が経営判断によって持株会社に移行するということはあると思っています。

○林委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第2号につきましては、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 林委員はいかがでしょう。

○林委員 はい。異議ございません。

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

(3) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上

基幹放送の業務の認定について（中国・四国広域圏）

（諮問第3号）

○吉田会長 それでは次に、諮問第3号になりますが、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定(中国・四国広域圏)につきまして、三田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 ご説明させていただきます。これはV-Lowマルチメディア放送の中国・四国広域圏のソフト事業の認定の諮問です。12月の審議会では、V-Lowマルチメディア放送の中国・四国広域圏のハード事業について、親局の予備免許の答申をいただきました。本日は、そのソフト事業に関するものということでご理解いただければと思います。

2ページが、諮問の概要です。このV-Lowマルチメディア放送につきましては、平成25年に制度整備を行い、平成26年にハード事業者として株式会社VIPの開設計画に対して認定を行っています。このときに全国を7地域に分けて整備を行っていくということが決まっており、ハードは7地域とも株式会社VIPが整備をし、ソフトについては、地域ごとにソフト事業を認定することとなっています。

これまで、平成27年11月以降、既に4地域で認定を行っており、具体的には、平成27年11月に九州・沖縄広域圏、12月に関東・甲信越広域圏、平成28年2月に近畿広域圏、6月に東海・北陸広域圏と認定を行っていますので、今回の中国・四国広域圏は5つ目の地域となります。

次に諮問の概要です。今般、中国・四国マルチメディア放送株式会社から、放送法第93条第2項の規定に基づき、中国・四国広域圏における移動受信用地上基幹放送の業務の認定申請がなされました。審査の結果、いずれの申請も、同条第1項各号の規定に適合していると認められますので、同項の規定により

認定することとしたいということが諮問の概要です。

3 ページが、申請の概要です。申請者は、中国・四国マルチメディア放送株式会社。放送対象地域は、中国・四国広域圏。業務開始の予定期日は、本年3月31日。希望する周波数は、こちらに記載のとおりです。予定番組につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に申請者の概要です。本社所在地が、広島県広島市。資本金が、資本準備金を含めて約1.2億円。主な出資者が、株式会社ジャパンエフエムネットワーク及び広島エフエム放送株式会社。主な事業が、中国・四国広域圏における移動受信用地上基幹放送。役員は、社長を広島エフエム放送株式会社の社長が兼ねている状況です。

主な番組イメージですが、これも12月の審議会のごときにご説明させていただいた内容と同じです。例えばTS ONEという番組では、人気声優によるアニメソングや男性アイドルの特集番組などを放送しています。Amanekチャンネルでは、自動車に乗っている方を主にターゲットとして、デジタルサウンドミュージック、ドライブ情報、最新のライフスタイル情報、ニュースなどを提供しています。そのほか、アニソンHOLICというアニメソングの専門チャンネルや、i-r-d-i-o S-e-l-e-c-t-i-o-nという、ジャズ、クラシックなどの音楽を放送している番組があります。

また、他地域と違った特徴としては、この中国・四国広域圏では、広島エフエム放送株式会社など、既存のエフエム放送について、音声に加えて楽曲情報等の関連データを付した形でのサイマル放送を行うことを予定しているという点です。

現在の免許・認定状況ですが、7地域に分けて順次サービスを開始しているところで、既に4地域でサービスが開始されています。

次に、審査結果の概要です。1から6までの項目について審査を行っており

ます。1が、基幹放送局設備の確保可能性です。これはハード事業者のVIPの設備を使用するという事としてしていますので、確保が可能であると認められるという審査結果です。

2が、業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力の有無です。事業収支見積り等を審査した結果、経理的基礎を有していると認められる、また、技術的能力についても有していると認められるという審査結果です。

3が、電気通信設備の技術基準への適合性です。安全・信頼性に関する技術基準及び基幹放送の品質に関する技術基準に適合していると認められるという審査結果です。

4が、表現の自由享有基準への適合性です。これは、いわゆるマスメディア集中排除原則に合致しているかということですが、これも合致しているという審査結果です。

5が、放送の普及及び健全な発達のための適切性です。これについても、放送番組の編集の適合性、放送番組審議機関の設置など、適合していると認められるという審査結果です。

6が、欠格事由です。申請者は日本の法人である等、欠格事由に該当しないものと認められるという審査結果です。

説明は以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○石黒代理 既にソフト事業者として認められた事業者が4つあって、先行してこの放送が既に開始されていますけれども、この人たちの事業収支は、当初の予定どおり進んでいるのでしょうか。これは前ももしかすると同じ質問をしたかもしれませんが、現状どうなっているのでしょうか。

○三田地上放送課長 事業収支で申し上げますと、非常に収支状況は厳しいと聞いております。ただ、事業が開始されたのが、早いところで約2年前ですので、事業が成功しているか失敗しているかを判断するタイミングとしては、まだ早いのかなと思っております。

○石黒代理 わかりました。

○吉田会長 ありがとうございます。私自身も、その点が非常に気になっております。今、ソフトコンテンツを充実しておられますので、それに伴って、受信端末がどんどん増えて、是非とも一般国民に受け入れられるようなサービスに育つことを切に願っております。

林委員のほうからはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○林委員 いえ、特にございません。ただ、本事業が、電波の有効利用の観点から成功裏に進捗することを願っている次第でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。じゃ、ほかによろしいでしょうか。

それでは、諮問第3号につきましては、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 どうもありがとうございます。林先生もよろしいですね。

○林委員 はい、異議ございません。

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書は、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回開催は、平成30年3月1日木曜日の15時からを予定していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。林先生、どうもありがとうございました。

○林委員 遠いところから失礼いたしました。